

■ 口座開設お申込にあたってのご注意 ■

当社ではインターネット取引スタンダードコースでの取引を安心してご利用いただくために、ご契約にあたりましては以下の条件を設けさせていただいておりますので、ご確認・ご承諾の上お申込いただけますようお願いいたします。

1. 不適格者参入防止について

当社は、次に該当する者については口座開設を行いません。

なお、口座開設後に該当することが発覚した場合は、速やかに口座を閉鎖する等の措置を講じます。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人及び精神障害者・知的障害者及び認知障害者に認められた者
- (2) 生活保護法により保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期療養者、長期入院患者等これに準ずる者及び随時連絡がとれない者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 商品先物取引をするため借入れを行う者
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者

2. 原則不適格者について

当社は、次に該当する者については原則として口座開設を行いません。

但し、電子取引に関する受託業務管理規則第7条3項の各号に掲げる要件を満たす場合であって、総括管理責任者が許可した者に限り、口座開設を受付けることができるものとします。

- (1) 恩給、年金、社会保険給付金等により主に生計を維持する者で、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者
- (2) 自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
- (3) 年収が300万円未満かつ金融資産が300万円未満の者
- (4) 70歳以上の高齢者
- (5) 社会経験の乏しい25歳未満の若年者
- (6) 事業目的、事業内容、財務内容等から商品先物取引を行うことが不適合と認められる法人
- (7) 日本証券業協会、協会員の従業員
- (8) その他、商品先物取引を行う適格性に欠けると認められる者

3. 不正資金流入防止措置について

当社は、次に該当する者については、不正資金の流入を回避するため、預託時に当該資金が自己資金である旨の自書による書面（「自己資金申出書」）の提出を求めるものとします。

- (1) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関、及び証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクで直接または間接的に金銭、有価証券等の取扱にかかわる者
- (2) 国、地方公共団体その他公益機関において直接または間接的に金銭、有価証券等の取扱にかかわる者
- (3) (1)以外の民間企業等において直接または間接的に金銭、有価証券の取扱にかかわる者

4. 電子取引に適さない者について

当社は、次に該当する者については口座開設を行いません。

- (1) 申込記載の連絡先（電話番号・メールアドレス・住所）及び取引担当者への連絡が確実に行うことができない者
- (2) 推奨環境以上のパソコンを保有しておらず、それら通信機器の知識及び操作能力が著しく乏しい者

5. 審査結果の非開示について

当社では、口座開設審査の結果や詳細については一切開示しておりません。

以上、ご了承いただけますようお願い申し上げます。又、ご不明な点などございましたら、ご一報いただき、事前のご確認をお取りいただけますようお願い申し上げます。

オンライントレード部

0120-15-2413

ht@fujitomi.co.jp

フジトミ証券株式会社